

# 高度外国人材に対するポイント制に係る論点整理

	法務省	経産省	厚労省
①ポイント計算表(年収)	<p>年代に関係なく、以下の年収から配点</p> <p>・学術研究分野及び高度専門技術分野</p> <p>    <b>全年代共通 : 400万円から配点</b>  <small>(20歳代の大学卒・院卒の平均年収 360万円)</small></p> <p>・経営管理分野</p> <p>    <b>全年代共通 : 1000万円から配点</b></p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 高度人材の業種多様性を踏まえ、年齢ではなく年収によって加算評価する制度が合理的 (年齢加算は、若年配慮で措置)</p> <p>※ 厚労省案では制度が煩雑となる上に、応募者から見ても明確性に欠ける</p>	<p>法務省案に合意 (※理由にも賛成)</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 上位10%では中小企業等における高度人材の受け入れが困難となる</p> <p>※ 上位10%の基準は、我が国の技術系大学院等の卒業生の給与実態に照らし、不適切</p> <p>※ <u>有期雇用契約の特例(労基法)</u>は、(a)労働者保護の制度であり、高度人材政策と趣旨、目的等が異なる上に、(b)下記②の厚労省案よりも特段に厳しい修学及び就労要件が課されたもので、制度の内容的にも均衡性を欠く</p> <p>※ 高度人材も対象となる<u>職業紹介事業の手数料徴収の特例(職安法)</u>の基準は700万円となっており、「労働法制との整合性」の主張は一貫性に欠ける</p>	<p>各年代ごとに、年収上位10%から配点</p> <p>・学術研究分野及び高度専門技術分野</p> <p>    30歳未満: 400万円～</p> <p>    30～34歳未満: 600万円～</p> <p>    35～40歳未満: 800万円～</p> <p>    40歳以上: 1000万円～</p> <p>・ただし、経営管理分野は年代に関係なく、2000万円から配点</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 我が国における年功序列の賃金体系を考慮し、年代について評価基準とするべき</p> <p>※ 「40歳以上 1000万円」の基準は、<u>有期雇用契約の特例(労基法)</u>を参照し、そこから40歳未満の基準を決定</p> <p>※ 「上位10%から配点」の方針は、給与調査における「40歳以上 1000万円」の者が該当する範囲を踏まえ、決定</p>
②ポイント計算表(必須項目)	<p>学歴、職歴、年収等を、総合的に評価すべき</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 職歴等の有無を絶対基準にするのは不合理 (当該項目以外で秀でた人材を切り捨てることになる)</p>	<p>法務省案に合意 (※理由にも賛成)</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 実績的にも、職歴等の有無にかかわらず高度人材に該当する例は多々ある</p>	<p>各分野で必須項目を設定</p> <p>学術研究分野・・・「研究実績」</p> <p>高度専門・技術分野・・・「職歴」</p> <p>経営・管理分野・・・「職歴」及び「地位」</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 上記は、各分野における高度人材の「証(あかし)」として必須</p>
規模感 (ストックは在留者約15.3万人中)	<p>ストック 13,000人弱 (8.4%)</p> <p>フロー 2,600人/年</p>	<p>法務省推計に合意</p>	<p>ストック 7,000人弱 (4.4%)</p> <p>フロー 1,300人/年</p>

	法務省	経産省	厚労省
③親の帯同	<p>(1) 現行でも認められている高度な研究者等の制度における下記の条件につき、経産省、厚労省の意見調整を踏まえ、見直しを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人材本人と同居</li> <li>・外国人材の扶養を受けること</li> <li>・外国人材とともに入国 (呼び寄せ不可)</li> </ul> <p>(注) H19年創設以来、現行制度の実績はなし</p> <p>(2) 上記(1)とともに、経産省の案については、経産省、厚労省の意見調整を踏まえ、措置を検討する。</p>	<p>子育て支援目的であり、下記要件を満たす場合には認める（呼び寄せ可とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満の子がいること（高度人材と配偶者の子に限る）</li> <li>・高度人材と同居すること</li> <li>・在留期間の上限は3年とすること</li> <li>・高度人材又はその配偶者のどちらかの親に限ること</li> </ul> <p>&lt;理由・根拠&gt;</p> <p>※ 我が国の厳しい幼児保育環境も踏まえ、海外の若い優秀な人材が安心して日本に来て働けるようにする必要がある</p> <p>※ 社会保障制度の維持は経済成長が前提であり、また、公費負担の予測は1,3億円程度であって、グローバル経済競争における成長のコストとして国民の理解は可能</p> <p>※ 既に年間で、60代以上で1,000人、50代以上で3,000人の外国人材が、就労資格を含む「長期滞在が可能な在留資格」で入国している</p> <p>※ 既に健康保険制度においては、国内就労の外国人材の親で海外(本国)に滞在するものにも健康保険を適用している</p> <p>※ 日本人の親においても、必要な保育サービスが不足し、これが経済成長の足枷となっている現状である</p>	<p>法務省案、経産省案いずれにも反対</p> <p>&lt;理由・根拠&gt;</p> <p>※ 高度人材の親が応分の負担なく、医療・介護の社会保障給付を受ける場合があり得るのは問題 (= 公平性の観点につき国民の理解を得られない)</p> <p>※ 日本人と同じく保育サービスの利用が可能</p>
規模感	<p>※経産省の試算方法につき合理性等を検討したところ、特段の意見はなし</p>	<p>※社会保障の公的負担： 1,3億円／年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両親（祖父、祖母の二人とも来る場合）で算出</li> <li>・試算の詳細は別紙参照</li> </ul>	<p>※経産省の試算方法につき合理性等を検討したところ、特段の意見はなし</p>

	法務省	経産省	厚労省
④家事使用人の帯同	<p>(1) 現行でも認められている外資系企業の事業所の長等の制度を、①雇用主が邦人企業である場合にも拡充し、他方、②年収1000万円以上の要件の新設等を加重する。</p> <p>(2) 対象となる高度人材の分野については、現行制度では「経営・管理活動の一部」のみに限定されているところ、<b>その拡充については、経産省、厚労省の意見調整を踏まえて、見直しを検討する。</b></p>	<p>・法務省案(1)については、合意</p> <p>・法務省意見(2)については、「学術研究分野」、「高度専門・技術分野」を含めた、全ての高度人材の分野において等しく認めるべき</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 家事使用人をもつような高度な海外人材を、わが国も様々な分野で確保すべき（海外でも家事使用人をもつのは、経営管理人材に限らない）</p> <p>※ 本改革は、国内の家政婦市場が純増するケースであり、さらに、外国語使用という特別の者が想定されるケースである</p> <p>※ なお、現行の家政婦市場の求人倍率の向上に当たり、厚労省は何ら固有の政策を講じていない</p> <p>※ 昭和50年代から継続している現行制度上、永住許可要求に係る社会問題化は法務省において把握していない</p> <p>※ 永住許可要求については、法務省も制度の進捗管理を行っていくことに同意している</p>	<p>・法務省案(1)については、合意</p> <p>・法務省意見(2)については、現行制度の「経営・管理活動の一部」のみに限定すべき</p> <p><b>&lt;理由・根拠&gt;</b></p> <p>※ 国内の家政婦市場への影響の危惧（24, 238人、求人の倍率0.5）</p> <p>※ 永住許可の要求の社会問題化の危惧（＝ 人権問題化）</p>
規模感	ストック 1100人	法務省推計に合意	ストック 350人

# 高度外国人材に対するポイント制による優遇措置について

①学術研究分野 ②高度専門・技術分野 ③経営・管理分野 の就労資格を持つ外国人について、学歴、年収、職歴等を点数化し、一定の点数以上の者に優遇措置を付与。

## 経緯

「新成長戦略」や「日本再生のための戦略に向けて」でポイント制の導入を位置付け  
最近の調整状況

民主党の成長戦略・経済対策PTや関係部門会議の意見を踏まえ政府部内で調整中

## 措置の概要

- ・ポイント計算表：基本項目(学歴、職歴、年収、年齢)、ボーナスポイント(日本での学位、研究実績等)
- ・優遇措置：①親の帯同 ②家事使用人の帯同 ③永住許可の早期申請 ④配偶者の就労

## 参考(新成長戦略抜粋)

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

### 8. グローバル人材の育成と高度人材等の受入れ拡大

…優秀な海外人材を我が国に引き寄せるため、欧米やアジアの一部で導入されている「ポイント制」を導入し、職歴や実績等に優れた外国人に対し、出入国管理制度上の優遇措置を講じる仕組みを導入する。

(工程表)

「配偶者の就労、親族・家事使用人の帯同等の検討」について明記

日本再生のための戦略に向けて(平成23年8月5日閣議決定)

### Ⅲ「新成長戦略」の検証について

#### ➤ 在留高度外国人材の倍増【目標堅持・工程見直し】

…優秀な海外人材を引き寄せる施策を加速化するため、ポイント制を通じた高度人材に対する出入国管理制度上の優遇制度の2011年中の導入に向け準備を進める。

# ポイント計算表(法務省案)

(参考)

学術研究分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする研究・ 研究の指導又は教育に係 る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※主たる受入機関から 受ける源泉徴収前の 報酬の年額	1000万円～	40
	900万円～	35
	800万円～	30
	700万円～	25
	600万円～	20
	500万円～	15
	400万円～	10
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
ポ ー ナ ス ①	日本政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ポ ー ナ ス ② [ 研 究 実 績 ]	(※様々な評価方法が考えられる。別紙参照。)	15
ポ ー ナ ス ③	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ポ ー ナ ス ④	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士を含む)取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする業 務に係る実務経験に限 る	10年～	20
	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※主たる受入機関 から受ける源泉徴 収前の報酬の年額	1000万円～	40
	900万円～	35
	800万円～	30
	700万円～	25
	600万円～	20
	500万円～	15
	400万円～	10
年 齢	～29歳	15
	～34歳	10
	～39歳	5
	ポ ー ナ ス ①	日本政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労
ポ ー ナ ス ②	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ポ ー ナ ス ③	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
ポ ー ナ ス ④ [ 資 格 ]	職務に関する資格の保有(1つにつき5点)	10
ポ ー ナ ス ⑤ [ 研 究 実 績 ]	(※様々な評価方法が考えられる。)	15
合格点		70

経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※事業の経営又は管理 に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
	3年～	10
年 収 ※主たる受入機関 から受ける源泉徴 収前の報酬の年額	3000万円～	50
	2500万円～	40
	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ポ ー ナ ス ①	日本政府からイノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労	10
ポ ー ナ ス ② [ 地 位 ]	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ポ ー ナ ス ③	本邦の高等教育機関において学位を取得	5
ポ ー ナ ス ④	日本語能力試験1級に合格している者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	10
合格点		70

年収は左欄の区分に応じ、右欄に掲げる金額以上であること

区分	金額(円)
～30歳未満	3,400,000
30歳以上35歳未満	4,400,000
35歳以上40歳未満	5,000,000
40歳以上	6,000,000

(注)例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける550点以上の得点

## 【別紙】 親の帯同に関するニーズの推計と規模感について

・「20代、30代の専門的・技術的分野の女性外国人材の入国者数が全体に占める割合(※1)」  
×「子どもを生む女性の比率(※2)」

$$28\% \times 62\% = 17\%$$

・女性が主に出産・育児を経験する20年間(20～39歳)のうち、女性外国人材がわが国に10年間(=1/2)在留すると仮定すると、3歳未満の子育て環境にある高度人材の割合は、

$$17\% / 2 = 8.5\%$$

※1:日本企業等への就職を目的とした「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況(法務省(平成22年度))によると、全数:9,095人のうち、20歳～29歳(2,044人)及び30～39歳(535人)の女性は、全体の28%(2,579人)。

※2:「1990年生まれの子どもを生まない女性(日本人)の割合は38%」(「将来人口推計の手法と仮定に関する調査」(平成20年3月厚生労働省科学研究費補助金政策科学推進研究事業))とされていることを踏まえ、子どもを生む女性の比率を62%と仮定。

・このうち親の支援が必要な者は38%(=3歳未満の子どもをもつ世帯のうち、保育サービスのニーズを抱える共働き世帯の割合(35.3%) + 1人親世帯の割合(2.8%))(※1)。

出産する女性と同数の男性(配偶者)も夫婦として同じ問題に直面するため(×2)、

$$8.5\% \times 38\% \times 2 = 6.5\%$$

・法務省案において、推定合格者数は約13,000人。

10年間の在留期間中に子どもが3歳になるまで期間は3/10であるため、推定合格者数(年間ベース)は、  
 $13,000人 \times 6.5\% \times 3/10 = 250人$  両親(祖父、祖母)の在留を想定すれば500人

・60～64歳における医療保険及び介護保険の保険料・公費負担は、25.2万円(※2)であることから、  
 $500人 \times 25.2万円 = \underline{1.3億円}$

※1:新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査(厚生労働省:平成21年4月)

※2:厚生労働省提供資料